

国土交通省説明資料

国土交通省
物流・自動車局
令和7年11月7日



国土交通省

- 1. 規制改革実施計画(令和7年6月13日閣議決定)の
「自動車保有関係手続のDX」の取組状況について**

- 2. 自動車保有関係手続に係るワンストップサービス(OSS)の
利便性に関する課題について**

- 1. 規制改革実施計画(令和7年6月13日閣議決定)の
「自動車保有関係手続のDX」の取組状況について**

- 2. 自動車保有関係手続に係るワンストップサービス(OSS)の
利便性に関する課題について**

「自動車保有関係手続のDX」の取組状況①

規制改革実施計画(令和7年6月13日閣議決定)

II 実施事項

2. 賃金向上、人手不足対応

(4) デジタル・AI

事項名：自動車保有関係手続のDX

規制改革の内容	実施時期	取組状況及び今後の見通し
a 國土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者の自動車売買等における手続負担の軽減を図るため、同省等が運営する自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「自動車OSS」という。）を利用した場合には、譲渡証明書及び使用者の住所を証するに足りる書面の運輸支局への提出に代えて、マイナンバーカードを用いた公的個人認証等を活用することにより、手続のデジタル完結を可能にする。	令和7年検討開始、令和9年度までに措置	マイナンバーカードを用いた公的個人認証等を活用することにより「紙」の譲渡証明書等の運輸支局等への提出を不要とすべく、譲渡証明書等の電子化について検討中。
b 警察庁及び國土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者等の自動車売買等における利便性向上を図るために、①自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に基づく自動車の保管場所証明の交付申請及び②道路運送車両法に基づく自動車の登録等の手続について、自動車OSSでの申請時に②の申請に必要な書類全てが揃わざとも、①の申請をオンライン上で先行して行うニーズがあることを踏まえ、自動車OSSにおいて同ニーズを実現可能とする方向で検討し、必要な措置を講ずる。	令和7年検討開始、結論を得次第速やかに措置	自動車の登録申請に必要な書類全てが揃わざとも、保管場所証明の交付申請をオンライン上で先行して行えるようにすべく、警察庁と協議しつつシステムの改修内容を検討中。

「自動車保有関係手続のDX」の取組状況②

規制改革の内容	実施時期	取組状況及び今後の見通し
c 國土交通省は、自動車所有者の相続人の手続負担の軽減を図るため、現状では運輸支局における対面での申請に限られる相続による移転登録について、自動車OSSの対象手続に加え、手続のデジタル完結を可能とする。あわせて、軽自動車の自動車検査証の変更記録についても、申請者の手続負担軽減の観点から、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象手続に加える。	(前段) 令和7年検討開始、令和9年度までに措置 (後段) 令和7年検討開始、令和10年度までに措置	相続による自動車の移転登録について、自動車OSSの対象手続に加え、手続のデジタル完結を可能とすべく、自動車の登録手続と自動車税の納付手続に必要な添付書類の統一化を図りつつオンライン化に向け、関係機関と検討中。 軽自動車の住所変更又は名義変更等の手続きについて、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象手続に加えるべく関係機関と検討中。
d 國土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者等の負担となっているとの指摘のある自動車の封印制度について、警察庁の協力も得ながら、その費用対効果や、諸外国の状況も参考に、封印の効果を担保しつつ、デジタル技術を活用した仕組みなど封印制度を代替する措置も念頭に、見直しを行う。なお、封印制度見直しの結果を得るまでの間においても、封印の取付けの委託範囲の見直しなど、自動車所有者や自動車販売事業者等の利便性向上及び負担軽減のための所要の措置を講ずる。	令和7年検討開始、結論を得次第速やかに措置	封印制度について、警察庁の協力も得ながら、封印制度の効果について調査中。また、諸外国の状況について本年度中に調査を開始予定。 また、これらと並行して自動車所有者や自動車販売事業者等の利便性向上及び負担軽減のための措置を順次検討・実施中。
f 國土交通省は、自動車登録に係る手続について、令和5年6月の規制改革実施計画の「ローカルルールの見直し」に即して、委任状などに関して、標準様式を定めた上で、関係機関に通知するなど、運輸局ごとに異なる申請書類の様式を統一する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、マイナンバーカードの活用による押印の廃止についても併せて検討し、必要な措置を講ずる。	(前段) 措置済み (後段) 令和7年検討開始、令和9年度までに措置	前段については、委任状の標準様式を定め、國土交通省ホームページに公開済（措置済み） 後段については、マイナンバーカードの活用により押印の廃止を可能とするためのシステム改修について検討中。

- 1. 規制改革実施計画(令和7年6月13日閣議決定)の
「自動車保有関係手続のDX」の取組状況について**

- 2. 自動車保有関係手続に係るワンストップサービス(OSS)の
利便性に関する課題について**

OSSの利便性に関するご意見

- 自動車 OSS について、使い勝手が悪いとの声が挙がっている。

(ご意見の例)

- ① 自動車 OSS を利用するためには専用のアドオンをインストールしなければならない
- ② 申請の添付書類(契約書の写しや車両保管場所の見取図)のデータをアップロードしようとすると、PDF が非対応で JPEG に変換する必要があり、容量も100KB が上限となっている
- ③ 申請が実際は却下されているのに、システム上では「未受付」と表示されている
- ④ 手数料をクレジットカードによって支払う場合、事前登録をしておく必要があるが、その案内がされていない
- ⑤ 手続をオンラインで行っても、添付書類の提出のためには運輸支局等へ出頭する必要がある
- ⑥ 申請内容に誤りがあるとして修正の指示をされたのにもかかわらず、システム上で修正することができない
- ⑦ 申請後、システム上で自分が申請した内容を見ることができない

①専用のアドオンをインストールしなければならない

- 「OSS専用アドオン」の機能は主に以下の2つ
 - 電子証明書を読み取り「電子署名」を行う → 個人用はマイナポータルアプリ等で代替できる可能性
 - ファイルを「暗号化」する → SSL通信のみで足りる可能性
- マイナンバーカード以外による電子証明書(法人等)を用いた電子署名のためには、専用アドオンが引き続き必要となる可能性(要精査)



※ その他の電子証明書（法人等）を用いた電子署名のためには専用アドオンが引き続き必要となる可能性（要精査）

改善策 【速やかに検討を開始し、令和8年度中に結論を得る】

- OSS専用アドオンについて現在の仕様の技術的な必要性・妥当性を再検証し、マイナポータルアプリ等への置き換えの可否について、費用対効果も踏まえて検討する

- 申請の不備により却下された場合、システム上では「未受付」と表示される
→ 申請者は「審査待ち」であると誤解してしまう
- この場合、エラーメッセージが表示されるが、見落とされてしまう

申請が却下された場合の表示画面(現行)



現在の申請状況

実際は却下されているのに、システム上では「未受付」と表示

未受付	
申請年月日	令和 07年 10月 14日
受付番号	2510 1410 1002 03782
申請者名	

▲ メッセージ

決済情報の登録がありません。OSSポータルサイトの「電子納付のご確認」ページで電子納付（キャッシュレス納付）の流れをご確認の上、決済情報の登録をしてください。

エラーメッセージが表示されるが見落とされてしまう

この画面では、申請が却下されたのに「未受付」と表示され、またエラーメッセージが表示されるが見落とされてしまう問題がある。

改善案 【令和8年1月】

- 申請に不備がある場合、「受付エラー」の画面に遷移する仕様とする
- 当該画面において、不備内容及び次のアクションを丁寧に解説する

④クレジットカード事前登録の案内がされていない

- クレジットカード支払いの場合には事前登録が必要な旨は、申請画面において表記されているが、見落とされてしまう

クレジットカード事前登録の案内(現行)

- ✓ 検査登録手数料の納付においてキャッシュレス（クレジットカード等）納付を利用しますか。

※事前に「[お支払い情報登録サービス](#)」でクレジットカード情報を登録する必要があります。

表記されているが、見落とされてしまう

必須



はい



いいえ



自動車登録・検査に関する税・手数料クレジットカードお支払いサービスであらかじめ支払情報を登録すると、検査登録手数料の納付はクレジットカードを利用できます。支払い情報の登録の詳細は、[こちらをご参照ください。](#)

改善案 【令和8年1月】

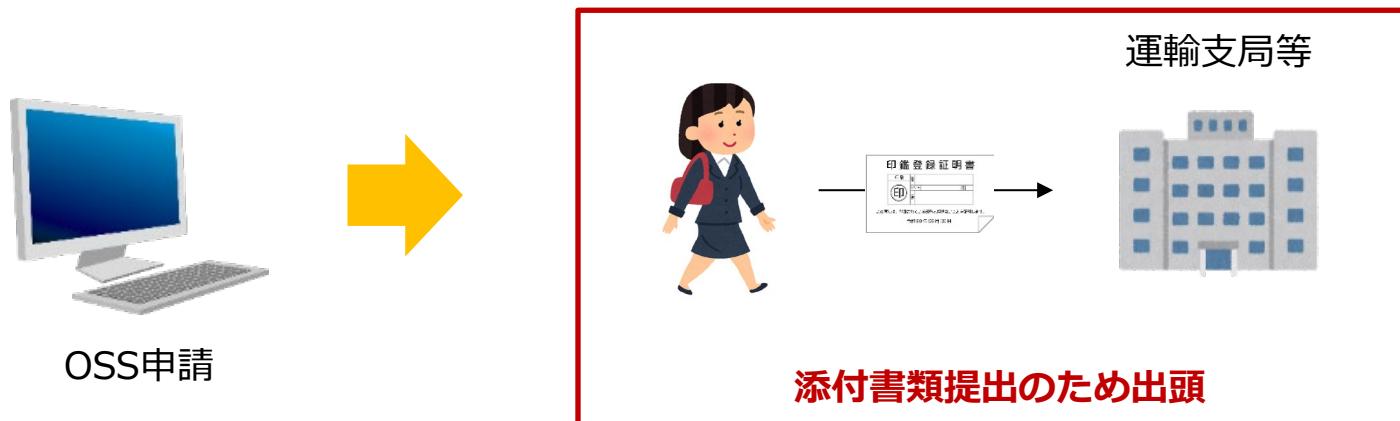
- 注意喚起の表現、色等を見直して強調する（見直しイメージ）

- ✓ 検査登録手数料の納付においてクレジットカード納付を利用しますか。

※**クレジットカードを利用する場合は、申請送信前に「お支払い情報登録サービス」でクレジットカード情報を登録する必要があります。**
「お支払い情報登録サービス」にクレジットカード情報を登録しないまま申請が送信された場合は申請を受け付けられませんのでご注意ください。

- OSS申請を行っても、添付書類提出のため、運輸支局等へ出頭しなければならない

OSS申請でも運輸支局への出頭が必要(現行)



改善案 【令和10年1月】（※令和7年4月より、4運輸支局で先行実施中）

- 添付書類の電子提出(PDF提出)を可能とし、申請時の支局への出頭を不要とする



- 申請の真正性を確保するため、申請者がシステム上で修正不可の項目がある
 - ① マイナンバーカードから読み取りで入力された項目
 - ② 申請と登録情報等を紐づけるための情報

申請者がシステム上で修正できない項目（現行）

① マイナンバーカード読み取りで入力された項目

→ マイナンバーカードの読み取情報は真正な情報として取り扱う必要
(申請者の氏名、住所等)

② 申請と登録情報等を紐づけるための情報

→ 変更されると、申請と登録情報等を紐づけられなくなる
(車体番号、登録番号等)

改善案 【令和8年度中】

- 申請の真正性の確保のため、引き続き、システム上で修正不可の項目の設定は必要
- 申請画面において、その旨の案内を充実させる

• 使用の本拠の位置について入力してください。

使用者の住所	東京都品川区東大井〇丁目〇-〇									
使用者の住所コード	99 - 999 - 9999 - 999 - 99 - XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX									
使用の本拠の位置 (補正前)	東京都品川区東大井〇丁目〇-〇									
使用の本拠の位置 について	<input checked="" type="checkbox"/> 使用者の住所と同じではない									
使用の本拠の位置 の住所コード (半角)	<input type="button" value="住所コードを調べる"/>									
13 都道府県 コード	-	123 市区郡 コード	-	1234 町村 コード	-	小字 コード	-	丁目	-	番、号、棟番号等

- 現在でも、申請データを送信後、画面下部の「内容保存」のボタンを押下することにより、申請後も申請内容を確認することが可能
- その案内が不十分であるため、見落とされてしまう

「内容保存」の案内(現行)

申請データを送信後、画面下部の「内容保存」のボタンを押下する



申請内容が保存され、申請後においても確認可能
(ボタンを押下しないと保存されない)

2 必要書類の確認

提出が必要な書類等を確認してください。

必要な書類

- ・譲渡証明書
- ・保管場所証明書
- ・所有者の委任状
- ・所有者の印鑑登録証明書
- ・使用者の委任状
- ・使用者の住所を証するに足りる書面
- ・旧所有者の委任状
- ・旧所有者の印鑑登録証明書
- ・旧所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつながりが証明できる書面

上記書類等の説明は、[こちらを参照ください。](#)

必須 受付審査時に必要な書類等を確認しました。

受付審査の運輸支局等への出頭要否については、「状況照会」により確認してください。

[状況照会](#) [内容保存](#) [終了](#)

改善案

【令和8年1月】

「内容保存」ボタンが見落とされてしまう

- 画面上の入力手順に、以下を追加することにより保存忘れを防止する

「申請内容の保存を行ってください」のステップを追加

- ・「内容保存のボタンを押下すると申請内容が保存されます」の案内
- ・「申請した内容を保存しました」のチェックボックス
- ・「本画面を終了すると申請内容の保存はできなくなりますのでご注意ください」の注意喚起

1. 民間システムと比較してユーザービリティの改善が遅れた

自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)は、平成17年(2005年)に運用を開始し、以降、対象の地域・手続きを拡大。その後、民間サービスにおいてもデジタル化が進み、そのユーザービリティは日進月歩で向上している一方、OSSはその進化に対応できていない。

2. ユーザーの声に耳を傾ける仕組みが不足

OSSの主な利用者は、長年、自動車販売・整備に携わる者、行政書士等の関係者であり、OSS申請に不便ながらも慣れている一方、近年、個人の申請者も増加。初見のユーザーには使い勝手が悪いにもかかわらず、その声を集める仕組みがない。



改善方針

- OSS申請ポータル上に、個人ユーザーを含めた利用者からOSSの使い勝手等に関するご意見を受け付ける仕組みを設ける 【令和7年度中】
- 寄せられた利用者のご意見も踏まえつつ、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」、「ユーザビリティガイドライン」等も踏まえ、デジタル社会におけるユーザービリティの進化に劣後せず、OSSがより使いやすくなるよう不断の見直しを図る